

民法改正セミナー

今回のセミナーは、民法を体系的に学習したことのない方を対象としたものです。民法改正(平成29年法律第44号)の重要な部分を確認しながら、民法の体系的な知識の習得を目指します。

日時

2018年

4月6日

金

4月20日

金

5月11日

金

5月25日

金

6月8日

金

18:00-19:30(90分)

参加費
無料

鹿児島大学法文学部1号館2階201講義室

講師: 采女 博文 特任教授
(司法政策教育研究センター)

各回の
テーマ

- 1)「契約総則」(契約の成立、同時履行の抗弁権、危険負担、契約の解除)
- 2)「債務不履行、売買」(手付、担保責任など)
- 3)「賃貸借、請負、保証契約など」
- 4)「詐害行為取消権、債権譲渡」
- 5)「法律行為(錯誤、代理)、消滅時効」

● 申込・受付

主な対象・・・専門士業で法律の基礎を体系的に学習したい方や学び直したい方。法律業務に携わる自治体や企業の方も歓迎します。
(初級/中級レベルです)

申込締切・・・各回実施日の3日前まで

※資料準備のために事前申込みをお願い致します。(当日参加可)

※初回申込時に他の回も申し込んだ場合は再度申し込む必要はありません。

ご予約
お問い合わせ

鹿児島大学司法政策教育研究センター

〒890-0065 鹿児島市郡元1丁目21番30号

TEL:099-285-7569/3905 FAX:099-285-7600

Mail:center_support@ls.kagoshima-u.ac.jp

申込書

「民法改正セミナー」

申込先: 鹿児島大学司法政策教育研究センター

F A X : 099-285-7600

E - mail : center_support@ls.kagoshima-u.ac.jp (IはLの小文字です。)

各回3日前までに、下記の情報をご提供ください。



◆氏名 ()

◆所属 ()

◆資格 士業 ()

その他 ()

◆車での来場希望 ()あり / ()なし

◆連絡先

• TEL ()

• FAX ()

• E-mail @

◆参加日

出欠	開催日	内容
()	4/6	「契約総則」(契約の成立、同時履行の抗弁権、危険負担、契約の解除)
()	4/20	「債務不履行、売買」(手付、担保責任など)
()	5/11	「賃貸借、請負、保証契約など」
()	5/25	「詐害行為取消権、債権譲渡」
()	6/8	「法律行為(錯誤、代理)、消滅時効」

※参加希望する回の()に○をご記入ください。途中参加・隔日参加可能です。実施日の3日前までに申込みをお願い致します。

※当日参加も可能ですが、資料準備の関係で、確実に資料を確保されたい方は事前の申込みをお願い致します。

【必携】

平成30年版の小型六法か法務省webサイトから、民法改正対照表をダウンロードして持参ください。

→法務省webサイト(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html)

今回の法改正では、判例法理や学説(通説)が条文の形に明文化された部分が多いですから、条文の文言がより大切なものになっています。条文を読むだけで、規範(ルール)がわかる部分が増えています。

【配布資料】

シラバスシステム(掲示板)上に資料を掲載します。

【参考】

立法プロセスに関する基本資料は、法務省法制審議民法(債権関係)部会にあります。

→http://www.moj.go.jp/shingi1/shingikai_saiken.html